

中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画策定に向けた概要（案）

国や東京都の動き

【国の動き】

- ・障害者基本計画(第5次)の閣議決定(R5.3)
- ・「障害者総合支援法」の改正(R4.12 施行)
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(R4.5施行)
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.9施行)
- ・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

【東京都の動き】

- ・東京都障害者・障害児施策推進計画
- ・東京都手話言語条例の施行
- ・東京都医療的ケア児支援センターの開設など

中央区の動き

【現状】

- ・人口は増加傾向、令和5年4月1日時点 175,216 人で、0～14 歳人口は 23,765 人と増加継続。
- ・また、令和 10 年には 20 万人超見込(令和4年1月1日の実績をもとにした推計)。
- ・令和5年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は 2,934 人、愛の手帳所持者は 510 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,576 人

【区の動き】

- ・「中央区基本計画 2023」の策定(R5.3)
- ・基本計画 2023 を受けた「中央区福祉のまちづくり実施方針」の改定
- ・「中央区保健医療福祉計画 2020」の中間見直し(R5)
- 【関連事項】複合的な課題に対する包括的な相談支援体制
- ・「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」の制定(R5.4施行)

【中央区障害者計画の主な取組の実施状況】

- ・全 41 取組のうち、令和3年度末時点で 40 の取組が順調もしくは概ね順調に進行

【成果目標の達成状況】

- ・福祉施設から一般就労への移行等における目標が未達成

実態調査から見た課題

〔身体障害者・難病患者実態調査、精神障害者保健福祉に関する実態調査、知的障害者実態調査、子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査〕

◆相談

- ・就労支援センターを「知らない」は、身体・難病 57.2%、知的 18.5%、精神 55.2%である。
- ・基幹相談支援センターを「知らない」は、身体・難病 74.0%、知的 37.7%、精神 82.0%である。
- ・相談窓口等への希望では、「相談・支援の窓口が身近にあること」が、身体・難病 54.3%、知的 53.7%、精神 57.9%、子ども 64.9%で、「相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること」が、身体・難病 49.7%、知的 51.2%、精神 52.3%、子ども 66.2%と共通して多い。

◆サービス等

- ・サービス・支援を利用する上での困りごとは、「サービスに関する情報が少ない」が、身体・難病 18.6%、知的 17.3%、精神 28.5%、子ども 30.5%で、「利用方法が分かりづらい」が、身体・難病 9.7%、知的 10.5%、精神 18.8%、「利用方法がわかりにくい」が、子ども 21.4%と共通して多い。
- ・40 歳以上の身体・難病 25.8%、知的 14.1%、精神 14.8%で介護保険サービスを利用している。
- ◆育ちを支えるサービス等
- ・支給量で不足しているサービスでは、「放課後等デイサービス」が 48.9%と最も多く、次いで「児童発達支援」が 38.3%である。
- ・福祉サービス・支援を利用していない理由として、「サービス事業者の定員に空きがないため」12.2%、「希望する事業者や施設が見つからないため」10.7%であるほか、サービス・支援を利用する上での困りごとでは「条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない」26.7%である。
- ・医療的ケアを必要とする子どものうち 33.3%が、サービス・支援の支給量に不足を感じている。

◆住まい

- ・今後の暮らしの希望は、「グループホーム、入所施設」知的 19.1%である。「一人暮らし」精神 17.3%である。

◆サービスの質

- ・サービス・支援を利用する上での困りごとは、「サービス・支援の質に不満がある」が、身体・難病 2.2%、知的 2.5%、精神 3.4%、子ども 5.3%である。

◆就労

- ・障害のある人が働くために必要な環境として、「健康状態にあわせた働き方ができること」は、身体・難病 55.1%、知的 39.5%、精神 65.2%、子ども 56.0%である。「一人一人にあった仕事や働く場が作られること」は、知的 50.0%、精神 45.3%、子ども 73.5%である。
- ・現在の困りごととして、「仕事のこと(仕事が見つからない、仕事が長続きしないなど)」は、精神 31.7%である。

◆活動・参加

- ・外出の妨げでは、新型コロナウイルス感染症の感染不安が、身体・難病 31.4%、知的 27.8%、精神 28.6%である。

◆育ちのサポートシステム

- ・切れ目のない一貫した支援を「必要と思う・進めてほしい」は 85.5%である。
- ・育ちのサポートカルテの活用状況は、活用している人は 23.4%、活用意向がある人は 32.8%、活用していないまたは活用意向が無いが 43.3%である。

◆権利擁護

- ・成年後見制度の利用意向では、「今後利用したい」は、身体・難病 10.0%、知的 22.8%、精神 8.6%である。また、法人後見の利用意向「今後利用したい」は、身体・難病 8.1%、知的 16.0%、精神 10.0%である。

◆心のバリアフリー

- ・障害に対して区民に理解されていると感じる割合は、身体・難病 33.8%、知的 37.6%、精神 25.2%である。

◆災害時の支援

- ・災害時の不安なことでは、「避難する時に適切に行動や移動ができるか」が、身体・難病 43.9%、知的 50.0%、精神 42.8%である。「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか」が、身体・難病 29.6%、知的 32.1%、精神 37.5%である。「必要な医療的ケアを受けることができるか」が、身体・難病 42.8%、知的 22.8%、精神 38.3%である。

次期計画の主な方向性

【相談支援体制の充実】

- ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化
- ・保健・医療・福祉の関係機関が連携し支援する包括的な相談支援体制の構築

【生活を支えるサービスの充実】

- ・障害特性に配慮した情報提供
- ・高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な利用促進
- ・感染症発生時におけるサービス提供体制の確保
- ・通所事業等の充実及び施設の確保

【育ちを支えるサービスの充実】

- ・子どもの発達相談及び障害児通所支援の充実
- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援の充実

【安心して住み続けるための支援の充実】

- ・重度化・高齢化にも対応したグループホームの整備
- ・地域生活支援拠点の充実
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

【サービスの質の向上】

- ・障害福祉サービス提供事業者への支援・指導
- ・障害福祉人材の確保・支援

【就労支援の充実】

- ・本人の希望を踏まえた就労支援
- ・障害者就労支援センターを中心とした関係機関との連携強化
- ・一般就労への移行支援
- ・事業者への啓発

【多様な活動の機会確保や参加の支援】

- ・社会参加の機会や活動の促進
- ・外出・移動支援の充実
- ・文化芸術、スポーツ活動への参加支援

【育ちのサポートシステムの推進】

- ・子ども発達支援センターを中心とした支援体制の充実
- ・ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援

【権利擁護と虐待防止】

- ・権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進

【心のバリアフリーの推進】

- ・障害と障害者に対する理解促進(意識啓発)
- ・障害特性に応じた意思疎通手段の利用促進
- ・手話言語の理解促進

【安全・安心なまちづくりの推進】

- ・避難行動要支援者支援対策の推進